

# 大切なことを伝えたい

性暴力被害者支援ガイド



性暴力救援ダイヤルNaNa (Not alone, Not afraid)

**☎03(5607)0799**

特定非営利活動法人

**性暴力救援センター・東京**

Sexual Assault Relief Center Tokyo:SARC東京  
東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京  
Sexual Assault Relief Center Tokyo:SARC東京

## 目次

はじめに	1
性暴力救援ダイヤルNaNa ナビ	2
1.性暴力とは	4
2.性暴力救援ダイヤルNaNa	5
3.被害後のこころとからだに起きること	6
4.相談された人、周囲の人はどうサポートするか	8
5.からだのケア（産婦人科）	10
6.こころのケア（精神科）	12
7.子どもの被害と対応	14
8.男性被害者への対応	16
9.LGBT(セクシュアル・マイノリティ)被害者への対応	18
10.警察への被害申告	20
11.被害者救済のための法的サポート	22
12.レイプドラッグ被害	25
参考資料 — 刑法（性犯罪規定）改正	27

## はじめに

身近な人から「性暴力被害にあった」と相談されたら、あなたは  
どうしますか。それが自分にも起こったとしたらどうでしょうか。

性暴力は「特別な人に起こる特別なこと」ではありません。実は  
日常生活の中で意外と身近で起こっているのです。

性暴力は、心身への侵襲であり、安全感を奪い、人としての尊厳  
を踏みにじる行為です。そして、人々や世界への信頼を喪失させ、  
長く社会復帰を困難にさせるのです。

私たちは、24時間ホットラインを開設し、そうした被害の相談を  
受けています。被害直後の方からの相談が増えており、被害当事者  
だけでなくパートナーや友人、親や学校の養護教諭などからの相  
談も多数寄せられます。

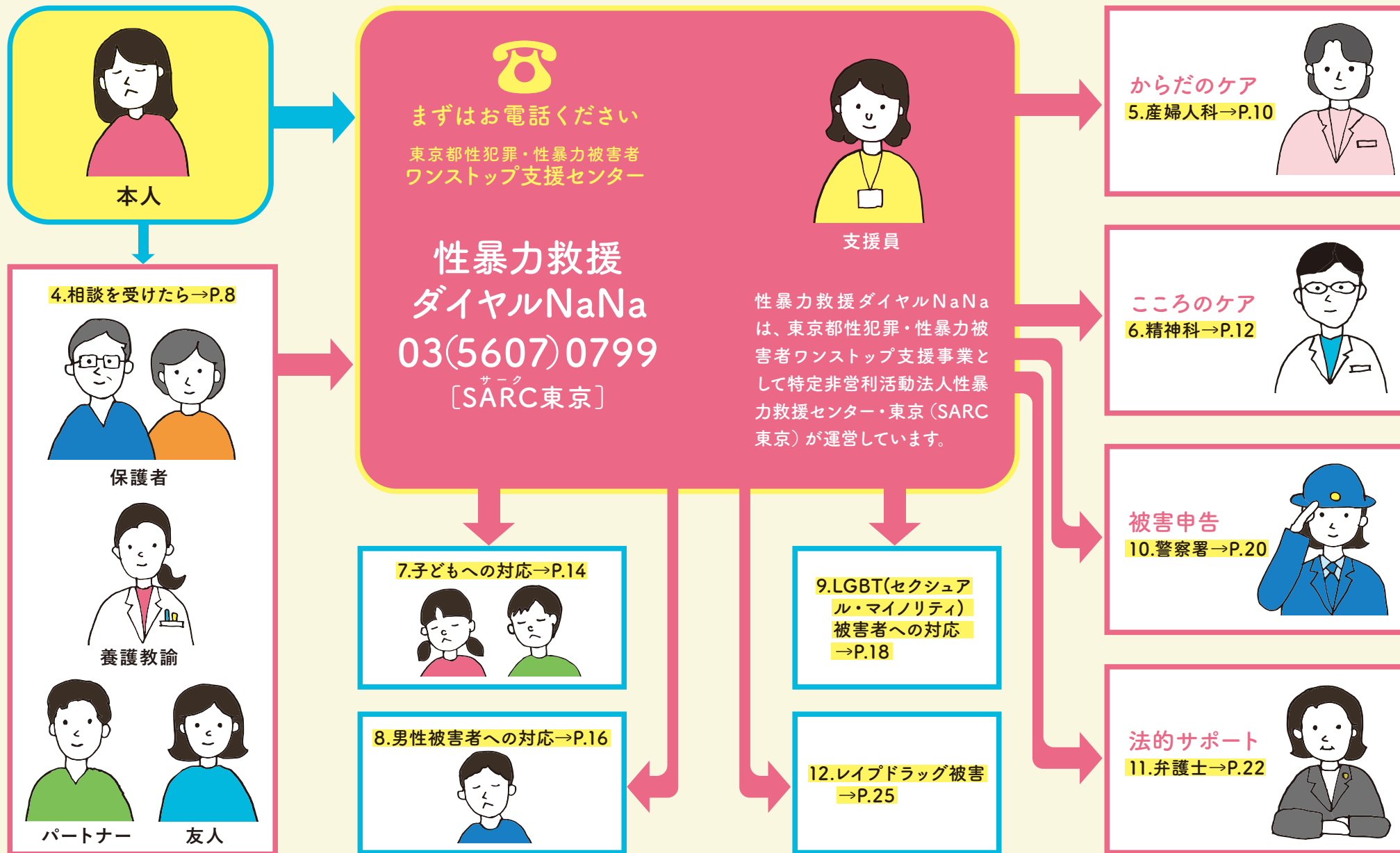
大切なことは、性暴力被害についての理解を深め、正しい知識  
を学ぶことです。

このガイドブックでは、性被害を相談された時にどう対処したら  
よいかを案内しています。このたび、岩室紳也医師、LGBTの方のご  
助言を得て、男性被害者、LGBT被害者への対応を付け加えて改  
訂をいたしました。さらに、様々な場でご活用いただけると幸いです。

2020年12月  
特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京  
(SARC東京)

# 性暴力救援ダイヤルNaNa ナビ

被害にあったら



# 1 性暴力とは

望まない・同意のない性的な行為はすべて性暴力です。

たとえば…

レイプ	痴漢 <small>ちかん</small>	盗撮 <small>とうさつ</small>
子どもへの性虐待	ポルノ被害 AV出演強要 <small>※1</small>	DV <small>※2</small>
ストーカー行為	人身取引	セクハラ <small>※3</small>

※1: アダルトビデオ  
※2: ドメスティック・バイオレンス  
※3: セクシュアル・ハラスメント

大切なこと

性暴力は人権侵害です。

なぜなら、  
人間としての尊厳を脅かし、被害者の性的自己決定権を奪うからです。  
だから、  
いかなる環境下でも被害の責任はすべて加害者にあります。

他にも…

性暴力の被害者は「私が悪かったのかも」「～していれば良かった」「～しなければ良かった」と自身を責めてしまいがちです。加えて他者からの無理解や心ない発言で二次被害を受けることも少なくありません。

忘れないでください

わたしのからだ、わたしのころは  
わたしだけのもの

# 2 性暴力救援ダイヤルNaNaができること

性暴力救援ダイヤルNaNaでは365日24時間、相談を受けています。まずはお電話ください。

被害直後、誰にも相談できない、どうしたらよいかわからないなどの不安や混乱をていねいに聞き取りながら一緒に考えていきます。必要に応じて情報提供し、病院、警察、弁護士、その他の関係機関と連携しながら支援していきます。



電話相談  
面接相談

被害直後の気持ちに寄り添いながら被害者ができることの選択肢を伝え、どうしていきたいかを一緒に考えていきます。

病院  
付添支援

緊急避妊ピルの処方や性感染症の検査などを行う産婦人科、また心のケアに対応できる精神科のある病院を紹介し、支援員が付き添うことができます。

警察  
付添支援

警察署に被害届を出すのはとても勇気のいることです。二次被害も心配になります。届け出る際や、その後の事情聴取などにも支援員が付き添うことができます。

法的  
サポート

刑事手続・民事手続等の法的手段を考えたときに弁護士の紹介や検察庁などへの付き添いを行うことができます。

### 3 被害後のこころとからだに起きること

ショックな出来事に出合ってしまった時に、以下の反応や変化が起こるのは、まったく自然なことです。

- ここに示す症状がすべて起こるわけではありません。
- さらに長い時間が経っても続く場合もあります。

#### 被害直後（急性期）

##### ショック・動揺・混乱

- ・本当のこととは思えない
- ・信じられない
- ・自分が悪い
- ・感覚が麻痺して泣くことができない
- ・ASD（急性ストレス障害）になる → P12 6.こころのケアへ
- ・どうしてよいか分からない
- ・恥ずかしい
- ・何も考えられない

##### 身体の様子がおかしい

- ・動悸、震え、手足の冷え
- ・眠れなくなる

#### 被害後1か月くらい経ってから

##### 不安・恐怖・落ち込み

- ・ひとりぼっちだと感じる
- ・被害のことを考えたくないのに、頭から離れない
- ・自責感、罪悪感を感じる
- ・被害がまた起きていような感じがする（フラッシュバック）
- ・先のことが考えられない
- ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）の可能性があるので → P12 6.こころのケアへ
- ・安心感が持てない
- ・イライラする
- ・被害のことを覚えていない
- ・物事が決められなくなる
- ・集中力がない

##### 身体の調子が悪い

- ・息苦しくなる
- ・過呼吸になる
- ・疲れやすくなる
- ・吐き気、嘔吐、下痢、便秘
- ・体のあちこちが痛い

#### 行動にも変化が

- ・外出できない
- ・怖くてひとりになれない
- ・今まで好きだったことをしなくなる
- ・人と話すこと、会うことを避ける
- ・自分を傷つける
- ・恋人やパートナーと性的関係を持ってない
- ・大勢の人や男性のいる場所に行けない
- ・情報をシャットアウトする
- ・死のうとする

#### 二次被害とは

事件のあとにも、被害以外のことでこころやからだに深く傷つけられることがあります。これを「二次被害」と呼んでいます。

- ・家族に相談したのに、「あなたが悪い」「何でそんなところへ行ったの」と言われて受け止めてもらえない
- ・「傷はないね」「このくらいで済んでよかったね」など医者からの心ないことば
- ・様々な場面で何度も繰り返し説明させられる
- ・治療費や交通費などの出費が増える、具合が悪くて仕事ができず収入が減る、なくなるなど
- ・周囲の人々のうわさ話による傷つき、報道によるプライバシー侵害など



## 4 相談された人、周囲の人はどうサポートするか

### 知ったあなた（周囲の人）は

- ・ショックを受ける
  - ・なんで逃げなかったんだろう…
  - ・こうすればよかったのに
  - ・私はどうしたらいいのか
  - ・本人が悪い
  - ・こうしなければよかったのに
- などと思うかもしれません。あるいは、何もしてあげられないと感じたり、反対に私が支えなければと思うことがあります。

### できること

- ・被害者にとって安全・安心な場所を見つけましょう
- ・被害者を一人にしない（ただし、むやみに身体にさわらない）
- ・被害者の話に丁寧に耳を傾けましょう（そのまま受け止める、理解しようと思っ  
て聴く、疑わない、決めつけない、話すまで待つ、無理に聞かないなど）
- ・被害者が悪いのではない、と伝えましょう
- ・被害者の意思を尊重しましょう
- ・相談機関（性暴力救援ダイヤルNaNa等）の情報提供

### しては（言っては）いけないこと

自分の動揺した気持ちをそのまま被害者にぶつけることは避けましょう。被害者はさらなるショックを受けてしまいます。それも二次被害のひとつです。聞く人も辛いですが、話す人はもっと辛いのです。

- ・なかったことにして忘れてしまえば
- ・気持ちはわかる ・そんなはずはない！
- ・あなたが不注意だった
- ・〇〇するべき（警察には届けるべき、会社は辞めるべき等）
- ・励まし（あなたなら大丈夫、絶対できる、頑張って等）



## 代理受傷・二次受傷

- ・自分が被害にあったみたいに感じてきたり、知ったあなたが混乱してしまうこともあります。これらを「代理受傷」・「二次受傷」と呼びます
- ⇒ 相談されたあなた自身もケアが必要です。

あなたの相談も受けられます。



## 性暴力についての間違った「常識」

間違った「常識」	実際には
若い女性だけが被害に遭う	幼い子どもから高齢者、男性も被害にあっている
暗い夜道を歩いていたから	朝でも昼でも、屋内でも起きている
派手で挑発的な服装をしていた	どのような服装でも被害にあう
レイプの加害者は見ず知らずの人	約8割が顔見知りの人（内閣府調査）
必死に抵抗しないのは合意だから	「抵抗しない」のではなく恐怖で「抵抗できない」
加害者は「異常者」	ほとんどの加害者は普通に日常生活を送っている人
いやよ、いやよも好きのうち	いやなものはいや
レイプは衝動的なもの	ほとんどのレイプは計画的なもの

## 5 からだのケア（産婦人科）

産婦人科への受診はとても不安が大きいことでしょう。でも、被害者の身体を守り、傷の確認や治療のためにも**すぐに受診をする**必要があります。



### 被害後に必要なこと

#### 緊急避妊ピル

妊娠を防ぐために、**72時間以内に服用**することが望めます。

#### 証拠の保全に関して

病院に行く前に、シャワーやトイレ、飲食はできるだけ控えましょう。（P16 証拠の保全を参照）

#### レイプキットによる証拠採取

加害者のDNAや体毛採取などの証拠採取が目的です。診察の際に使用します。  
（警察に通報、被害申告が必要です）

#### 性感染症検査（STD検査）

[1回目] 被害直後に病気があるかを調べます。  
2～3週間後に予約をして結果を確認します。  
[2回目] 被害による感染を調べます。

### 緊急避妊ピル

女性ホルモンを服用することにより、生理（月経）様の出血がおり、妊娠を回避することができます。副作用として多いのは、吐き気です。内服後、1～2時間以内に吐いてしまった場合は、もう一度飲むかどうか医師に相談しましょう。

※すべての産婦人科病院で緊急避妊ピルが常備されているわけではありません。

※コンドームを使っても妊娠の可能性はあります。思いがけない妊娠を避けるためにも被害直後の産婦人科受診は必要です。

※個人的に入手した緊急避妊ピル、STD検査キットは信用性に欠けるものです。薬の処方と検査は病院で受けましょう。

※SARC東京が病院を紹介します。受診する時に支援員が付き添うことができます。

### 妊娠したかも!?

- ・生理の予定日を1週以上過ぎて生理が来ない場合に、市販の妊娠検査薬で妊娠反応を確認できます。（2回用で1000円前後）
- ・市販薬でチェックしても、最終的な妊娠の診断は、産婦人科の受診が必要です。

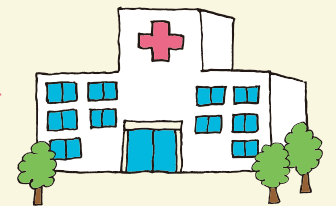
### 妊娠している!

妊娠を継続させるか中断するのは自分で選択していいのです。人工妊娠中絶手術のリスクについては、人によって違いますので担当医に相談しましょう。ただし、身体や心の負担を考えるとなるべく早いほうが良いです。

中絶費用は保険が適用されません。

中絶手術ができる時期と目安（参考料金）

- 12週まで……………10～20万円
- 21週6日まで手術は可能……40万円前後
- 22週目から母体保護法により手術は受けられなくなります。



### 性感染症は症状が出ないこともある!

性暴力被害でクラミジア、淋病などの性感染症になってしまうこともあります。被害から2週間経った頃に検査をすると感染が分かります。

早期治療により治りますので必ず検査を受けましょう。

梅毒（1か月後）、HIV感染症（エイズ）（2か月後）などの検査もしておきましょう。

## 6 こころのケア（精神科）

精神科へ行くのは、ハードルが高いと感じるかもしれませんが、できるだけ早く受診する方が回復も早いと言われています。

安全な感覚を取り戻し、日常生活に少しずつ戻していくためにできることを現実的に考えていきます。



### ASD 急性ストレス障害

被害の初期に出現する。余りにも突然でショッキングな出来事に遭遇し、なすすべもなく茫然自失の状態。

### PTSD 心的外傷後ストレス障害

ショッキングな出来事から1ヶ月以上経過したが、繰り返し思い出し自分を責め続け、心身に様々な症状が出ている状態。

#### ①侵入症状

トラウマになる体験が苦痛を伴って繰り返しよみがえる。

#### ②回避症状

被害出来事に結びつく場所や人との接触を避け、考えないようにする。

#### ③過覚醒症状

物音や人との関係で過剰に反応し、常に緊張状態にあり警戒心が強い。

#### ④認知の否定的変化

被害体験の記憶を思い出せない、自分や他者を必要以上に責め、感情がコントロールできない。

①～④の症状が1ヶ月以上慢性的に続き、社会生活・日常生活に影響を及ぼしている場合、PTSDと診断されます。

### こんな時こんな症状が出たら

一人であることが不安になる

周囲の人の力を借ります。

怒りっぽくなり涙が自然と流れるなど、気分の浮き沈みが激しい

気持ちに波があるのは通常の反応です。どのような時に変化があるか記録に取ります。医師と対応を考えましょう。

眠れない  
目は閉じるが繰り返し思い返される

好きな音楽を聴く、好きな映画をDVDで見るなど気持ちを一時的に他に向けましょう。温かい飲み物でからだの深部を温めることは有効です。

食事が摂れない  
口から食べ物を入れることがとても苦痛

口当たりとノドごしのよいフルーツゼリーや栄養補助食品などを試してみましょう。

外出できない

外出できなくて困ることはなんですか？ 仕事は少しの間お休みが可能でしょうか？ 買い物は代わりに行ってくれる人はいますか？ 現実的な対応を医師と一緒に考えてみましょう。

過呼吸を起こしてしまう

過呼吸を起こす前に連想したことは何ですか？ 今を意識して、自分は安全だと数回繰り返します。息をゆっくり吐いて呼吸を整えます。吸うことよりも吐くことを意識しましょう。

### お薬が処方されたら

被害にあった方の身体を守り回復の補助をするために、薬が処方されています。薬の効果や副作用が心配な時は、医師に遠慮なく相談しましょう。



## 7 子どもの性被害と対応

### 被害を知った大人は…

- 子どものサインを見逃さないようにしましょう。
  - ・ひとりになるのを怖がる
  - ・急に大人にべたべたするようになった
- 被害を知ったとき、子どもを叱ったり、自分を責めたりしないようにしましょう。
  - ・どうしてそんな人に付いて行ったんだろう、あんなに注意していたのに
  - ・母親のわたしの注意が足りなかったのだろうか
  - ・子どもだからそのうち忘れるだろう

### 性被害にあった子どもは…

- なかなか打ち明けられません。



### 思春期の子どもが性被害にあうと…

- 周囲の人に打ち明けることはさらに難しくなります。特に思春期には、次のようなことが心配されます。
  - ・裸の写真を送り、脅される
  - ・SNSで連絡して会ったら、ホテルに連れ込まれレイプされる
  - ・JKビジネスに誘われる
  - ・リベンジポルノで元彼氏に脅される
  - ・加害者が家族、親せき、友達、先輩、SNSで知り合った人、見知らぬ人などと広範囲になってくる
  - ・だまされて、アダルトビデオに強制出演をさせられる
  - ・妊娠や性病の心配が出てくる

### 周囲の大人がとるべき対応は…

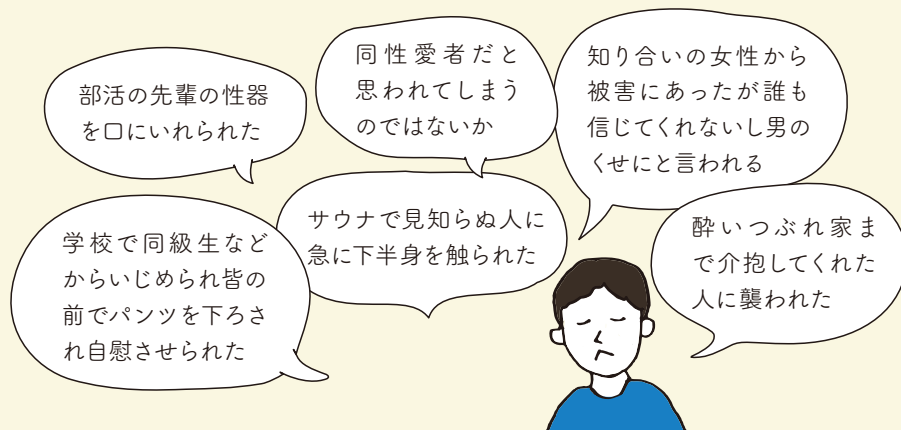
- 冷静になって、適切な対応をしましょう。
  - まず被害を受けた子どもは悪くないと伝えましょう。
  - 話してくれてありがとう。一緒に考えようと話しましょう。
  - 先入観を持たずに冷静に何があったかを聞きましょう。無理に聞きださないことが大切です。
  - 専門機関や警察、学校、児童相談所などに相談しましょう。家族としてできるサポートをしましょう。
  - 必要ならば、児童精神科医、臨床心理士、児童福祉士などのケアを受けましょう。被害によっては産婦人科の診察を受けましょう。
  - すぐに被害の全部を言わないかもしれません。焦らず、長い目で回復のための手立てを考えましょう。



## 8 男性（男児）被害者への対応

2017年の刑法改正によって「強姦性交等罪」が新設され、男性にも適用されるようになりましたが、「男性が性被害にあうはずがない」など社会的偏見が根強く残っており、男性の被害者にも十分に対応できることが必要です。

### 男性も打ち明けることが難しい

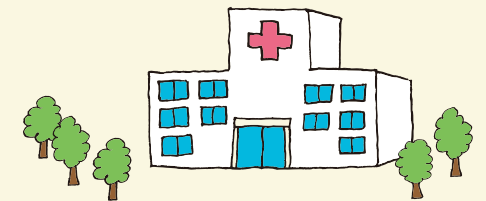


### 被害後の反応

- ・「男のくせに」「ちょっとからかわれただけ」など男性だからと被害を軽くみられ、冗談のわからない奴、空気の読めない奴と思われたくない
- ・男らしくというような社会的規範のなかで男性が被害者になるわけがないと理解されない、信じてもらえない
- ・学校、部活などでの被害は、性暴力を「いじめ」「からかい」と捉えられてきちんと対応してもらえない
- ・同性からの被害の場合、性的指向等を暴露されたり、逆に同性愛者と誤解されたりすることが怖い
- ・性的な刺激による身体的な反応（勃起や射精）を恥ずかしく感じたり、同意だったと思われたりするのではないかと不安や恐怖を感じる

### 打ち明けられたあなたができること

- 相談を受けたら信頼して話してくれたことを受け止め、自分はあなたの味方だと伝えてください。
- 被害者の性別、性的指向を問わず相談された人ができること、してはいけないことはP8を参照してください。
- 怪我の手当て、性感染症の検査や治療などのからだのケアについては必要に応じて医療機関<sup>\*</sup>への受診を勧めましょう。医師に性被害を受けたことを伝えることで適切な検査につながります。
- 被害直後、精神的に不安定になり日常生活に支障をきたす場合は早めに適切な精神科への受診をしましょう。
- 警察への相談（P20参照）、弁護士など法的な相談（P22参照）も役に立つかもしれません。
- 相談機関（性暴力救援ダイヤルNaNa等）の情報を提供することで被害男性への支援を一緒に考えることができます。まずはあなた自身が相談してみることもできます。



#### ※医療機関

からだの外傷（切り傷、擦り傷、怪我など）	外科
ペニスや肛門や尿道にものを挿入された。 ペニスや睾丸の傷	泌尿器科
性感染症検査 尿道や肛門から分泌物、皮膚の発疹	泌尿器科、感染症科、 皮膚科、外科、保健所

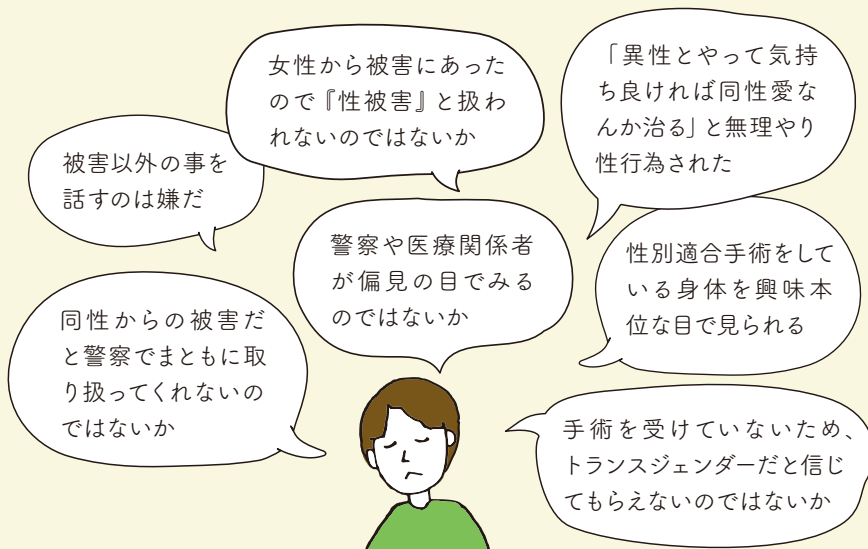
## 9 LGBT (セクシュアル・マイノリティ) 被害者への対応

### LGBTとは？

LGBTという言葉は、L(レズビアン:女性の同性愛者)、G(ゲイ:男性の同性愛者)、B(バイセクシャル:両性愛者)、T(トランスジェンダー:身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人)、の頭文字を取り作られたもので、セクシュアル・マイノリティの方を表す総称として使われます。また、性的指向、性自認、性表現の観点から、人それぞれがもつ属性を表す概念として、SOGIEという言葉も認知されるようになりました。

多様な性のあり方を認め生きていける社会の実現が求められているなか、LGBTの性暴力被害は各国において多く報告されていますが、そのサポート体制があるとは言えない状況です。今こそ、適切なサポートが必要です。まずは被害者が感じる不安を知りましょう。

### 打ち明けることへの不安



### 被害後の負担

- ・性被害について話す際に自らの持つ性のありようについて開示して話さなくてはならないことの負担が大きい
- ・加害者、家族友人などの周囲の人や警察・弁護士・相談員からも、二重三重の苦痛を受けるかもしれない
- ・性別適合手術を受けている場合、被害後どの診療科を受診すればいいのか分からない

### 打ち明けられたあなたができること

- 被害者は話すこと自体に不安があり、様々な葛藤を抱えながら話をすることが考えられます。相談を受けたら信頼して話してくれたことを受け止めましょう。
- 被害者の性のありように関わらず、相談を受けた側の「これが普通」「こうあるべき」ではなく、被害者が望む支援を受けられるよう、できることを一緒に考えましょう。しては(言っては)いけないことはP8を参照にしてください。
- 本人からの了承が得られていないのに性のありように関して、口外する行為を「アウトティング行為」と言います。二次加害になりますので絶対にやめましょう。
- 怪我の手当て、性感染症の検査や治療などからだのケアについては必要に応じて婦人科、泌尿器科、性病科、外科など医療機関での受診が考えられます(P10、P17参照)。医師に性被害を受けたことを伝えることで適切な検査につながります。
- 相談機関(LGBT支援団体等や性暴力救援ダイヤルNaNa)の情報を提供することで被害者への支援を一緒に考えることができます。まずはあなた自身が相談してみることもできます。
- 警察への相談(P20参照)、弁護士など法的な相談(P22参照)も役に立つかもしれません。

性暴力は被害を受けた人の年齢、立場、性のありようを問わず、また加害者が同性であっても心や身体を傷つける人権侵害です。困ったときはぜひご相談ください。

# 10 警察署への被害申告

被害にあったら、まずは安全な場所に移動することが大切です。

警察に電話し相談することも1つの選択ですが、被害者の気持ちを大事にして選択しましょう。

警察に申告する場合は、**事件が起きた場所の最寄の警察署**に行きます。



## 警察に届けるということは？

- 被害者が受けた**性暴力被害を申告し、加害者を処罰してほしい**と伝えることです。
- 被害を届けることで婦人科の診察、緊急避妊薬の処方、性感染症等の検査、人工妊娠中絶の費用などの医療費が警察の公費負担になります。
- 相談する場合は、事前に警察署に電話して女性の警察官に対応を依頼することもできます。
- 一人で行くのは不安な場合は、SARC東京の支援員が付き添うことができます。

## 証拠の保全

- 被害直後は、シャワーや風呂に入るのはやめましょう。  
(体に残った証拠を保全するため)
- 着ていた衣服などを紙袋に入れて保管しておきましょう。  
(衣類に残った証拠を保全するため)

## 被害者の安全確保

被害者は、警察に相談したり、届け出たりすることで加害者などから仕返しをされるのではないかと不安を持つことがあります。

加害者に自宅や勤務先を知られている場合、警察は自宅や勤務先における周辺警戒やパトロールを強化して、安全確保に努めます。

また、自宅で被害にあった場合などに緊急避難としてホテルに宿泊するなどの費用を公費で負担する制度があります。

## 二次被害について

警察では、女性の警察官を増員したり、性暴力被害者への対応についての研修を行ったり、二次被害の防止を目指していますが、まだまだ理解が深まっていないというのも現状です。

被害者の訴えを信用してもらえなかったり、「なぜ逃げなかったの?」「どうして抵抗しなかったの?」などの心ない言葉に傷つくこともあります。そうした場合は、「性暴力救援ダイヤルNaNa」に相談ください。

## 警察に申告した後でどうなるか



加害者が起訴されれば裁判になる。

# 11 被害者救済のための法的サポート

## 被害者には権利がある

被害者が被害にあってもその責任は被害者にはありません。裁判や弁護士を介した交渉などを通じて、加害者への処罰を求めたり、加害者に損害賠償を請求する権利があります。

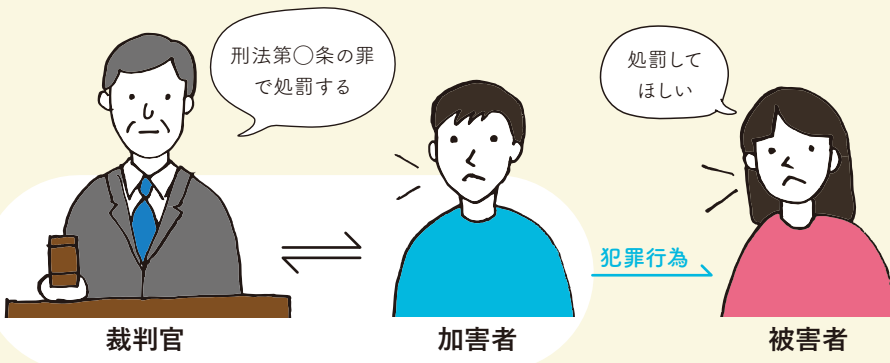
法的手段をとることは、加害者に対するの正当な怒りを示す一つの方法です。被害者の尊厳の回復、自信を取り戻すこと、社会を信頼することにもつながります。

被害者が一人で立ち向かう必要はありません。どのような法的サポートが必要か弁護士と一緒に考えてみませんか。

## 刑事手続について

加害者を特定して証拠を収集して事実を確定し、刑罰を科すかどうかを決める手続のことです。

### 刑事裁判のしくみ



- 国の機関が、加害者を法に照らして処罰するための裁判です。
- 国の捜査機関である検察が起訴し、司法機関である裁判所が裁きます。

### 刑事裁判の開始

- 起訴された場合、裁判が始まります。
- 不起訴の場合、納得できなければ検察審査会に審査申し立てができます。
- 被害者も参加できます※1、証人尋問される場合もあります。その際被害者の負担軽減のため、付添人をつけたり、遮蔽措置をとったり、ビデオリンク方式※2をとって証言をしたりすることができます。また、法廷での個人情報秘匿などができます。

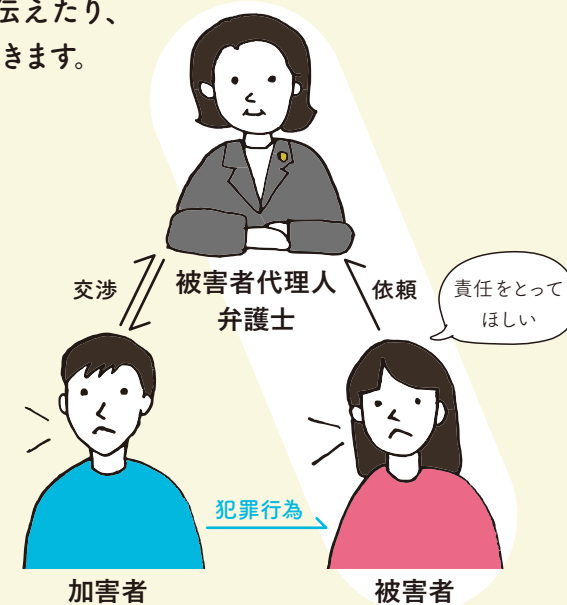
※1 被害者参加制度：被害者が刑事裁判に参加する制度。被害者は裁判所の許可を受けて傍聴席でなく、検察官の横の席で審理を聞いたり、被告への直接質問、量刑への意見を言うこともできる  
※2 法廷外の別室にいる証人にテレビモニターを通して証人尋問を行う

## 民事手続について

被害者が加害者に損害賠償を請求するものです。刑事事件として立件されなかった場合でも、民事事件として損害賠償が認められることもあります。刑事手続が警察等の捜査機関によって進められるのに対して、民事手続は弁護士と相談しながら被害者が決めることができます。証言や書面で、自分の気持ちを伝えたり、直接加害者を追及することもできます。

### 交渉

弁護士を通じて加害者と交渉し、謝罪や慰謝料の支払いを求める。ただ、事実関係に争いがあったり、相手に交渉に応じる意思がない場合は交渉はまとまりません。**直接交渉は危険を伴いますから、必ず弁護士を代理人として交渉しましょう。**



## 民事裁判

裁判所に訴える手続です。裁判で認められれば、加害者の意思と無関係に損害賠償の支払いを求めることができます。また、加害者に資産がある場合には強制的に取り立てることもできます。

ただ、証拠を揃えて立証することが求められ、時間もかかります。

また、刑事事件と並行して、交渉したり、刑事裁判の中で損害賠償命令を申し立てることもできます。

## 弁護士相談

SARC東京では、法的サポートが必要なとき、性暴力被害者支援に精通した弁護士につながることができます。

たとえば、

- ・警察に行ったが、被害届を受け取ってもらえない。
- ・警察の捜査状況が分からないので不安。
- ・加害者には責任を取ってほしいが、警察に行くかどうか迷っている。
- ・裁判が始まりそうだが、どうしたらいいか。被害者参加制度を利用して弁護士をお願いしたい。
- ・民事で交渉したい。

できることやした方が良いことは一人ひとり違いますから、まずは相談しましょう。

## 弁護士費用

刑事手続については、日本弁護士連合会の犯罪被害者法律援助制度や国選被害者参加弁護士制度の利用により、弁護士費用の負担がなく、弁護士に依頼することができる場合もあります。

民事手続による損害賠償請求については、日本司法支援センター（法テラス）の立て替え制度を利用することができます。一定の収入要件がありますから、詳細は弁護士に確認しましょう。

## 12 レイプドラッグ被害

近年レイプドラッグ被害がクローズアップされて、被害の相談が増えています。

- Q レイプドラッグとはなんですか？
- A 飲食物に混ぜて飲食させ、意識を失わせてレイプするために使用する睡眠薬や抗不安薬などの薬物です。
- Q 薬が入っていて、どうして気が付かないのですか？
- A 色やにおいのあるお酒やジュースなどの飲み物に入れられることが多いからです。
- Q その薬は日本で手に入るのですか？
- A 医者からの処方薬を悪用するものです。インターネットでも手に入れることができます。
- Q どのくらいの効き目があるのですか？
- A アルコールと一緒に飲めば効き目が強くなり、記憶を失ったりします。自分では望んでいないのに性的に反応することもあります。
- Q 飲まされたことを証明するのは、どうしたらいいですか？
- A できるだけ早く警察署に行って、尿や血液を採取して検査機関で検査をしてもらう必要があります。
- Q どんなことに気をつけたらいいですか？
- A お酒を飲んでいる場で中座したら、飲みかけのお酒は飲まないようにしましょう。また疲れに効くからと言われて薬を渡されても、その場で飲まないようにしましょう。
- Q 完全に気を失うのでしょうか？
- A 薬の作用によって、いったん寝てしまっても歩き出したり、トイレに行ったりすることもあります。でも本人には記憶がありません。ですから警察に行っても防犯カメラを見てもしっかり歩いているように見えます。これを「一過性前向健忘」といいます。

## レイプドラッグが使用された事件の例

### 1 一人で飲み屋にいったら…

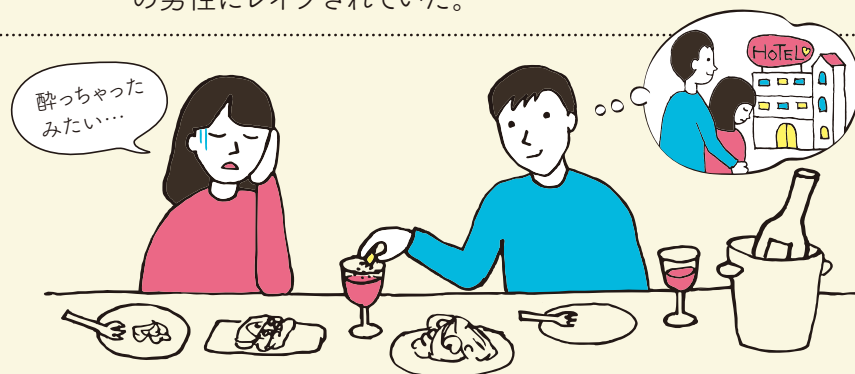
1人で飲みに行った。近くの席の男性と意気投合してお酒を分け合ったりして、飲んでいて、途中から記憶がなくなった。気がついたら、ホテルのベッドで裸で寝ていて、レイプされていた。

### 2 先輩たちと飲んでいたら…

同じ職場の人に誘われて、先輩たちと飲み屋に行った。途中でトイレに行った。いつもは少量では酔わないのに、その時はとても酔いが早く回り、気分が悪くなった。酔いをさませうと先輩男性に誘われて、ホテルに行った。そこから記憶がなくなり、気がついたらレイプされていた。

### 3 ホームパーティで具合が悪くなり…

友人達とホームパーティを開いた。お酒を飲み、大いに盛り上がった。そんなに飲んでいないのに、吐き気がしたのでトイレに行った。その家の持ち主の男性から「酔っているときはこの薬効くよ」と勧められ、薬を飲んだ。急に眠気が来てその家の寝室のベッドで寝てしまった。気がついたら、その家の男性にレイプされていた。



## 参考資料

### 刑法の性犯罪規定、110年ぶりに改正

2017年7月13日から施行

#### 1 性犯罪の非親告罪化

すべての性犯罪が被害者の告訴がなくても起訴できるようになりました。

#### 2 「強姦罪」から「強制性交等罪」への変更

旧刑法177条は、暴行又は脅迫を用いて「女子を姦淫」したことを「強姦」と規定していましたが、改正後は、性別を問わず、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交、口腔性交することを「強制性交等」と規定し、「強制性交等罪」として処罰されます。「準強姦罪」も同様に「準強制性交等罪」に変更。

#### 3 監護者による性犯罪に関する規定の新設

「監護者わいせつ罪」「監護者性交等罪」が新設され、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて、わいせつな行為、性交等をした者は暴行又は脅迫を用いない場合であっても、「強制わいせつ罪」「強制性交等罪」と同様に処罰されます。

#### 4 性犯罪に関する法定刑の引き上げ

「強制性交等罪」「準強制性交等罪」→ 5年以上の有期懲役  
「強制性交等致死傷罪」「準強制性交等致死傷罪」→ 6年以上の有期懲役

☆3年後の見直しが明記された。

☆衆参両院で、性犯罪被害者の心理等の調査研究、司法関係者等の研修の実施、ワンストップ支援センターの設置促進などを行うという「附帯決議」が可決された。

## 残された課題

### ① 暴行・脅迫要件の撤廃

性犯罪の成立に「暴行・脅迫要件」が残ったため、多くの性犯罪が処罰されないという状況は変わりません。被害者は緩和または撤廃を求めています。

### ② 性交同意年齢の引き上げ

暴行・脅迫がなくても強制性交等罪が成立する年齢を現行の13歳未満から引き上げることが求められています。13歳では十分に性的自己決定ができる年齢ではありません。世界的にも15歳、16歳という規定が多いです。

### ③ 配偶者等間の「強制性交等罪」についての明文化

配偶者間では、ほとんど起訴されていない現状を認識し、明文化することが求められています。

### ④ 公訴時効の撤廃もしくは停止

特に年少者が被害者である性犯罪について、被害者が成人するまでなど、一定期間は公訴時効が進行しないことを被害者は求めています。

### ⑤ 地位関係性を利用した性行為の処罰規定の対象拡大

今回の改正では、親など現に監護している者として対象が限定されていますが、指導的立場にある者、保護する責任のある者などについて拡大することが求められています。たとえば教師、スポーツの指導者、雇用主、職場の上司など。

2020年3月、法務省に「性犯罪に関する刑事法検討会」が設置され、2017年改正時に附則にもりこまれた「3年後見直し」の検討が開始されています。上記の残された課題が、議論され、被害者の実態に即した性犯罪規定に関する「刑法改正」が実現されるよう、見守っていきましょう。

## 大切なことを伝えたい 性暴力被害者支援ガイド

編集：性暴力救援センター・東京（SARC東京）

発行日：2020年12月1日 改訂

WEB <https://sarc-tokyo.org/>